

・市民みんなが安心してくらすために

保健医療・福祉・消防・防災などの充実したまち

1．保健医療体制の充実

(1) 地域医療の充実

医療機能を充実するため、引き続き市内医療機関の整備を促進するとともに、市民が利用しやすいよう総合医療対策に努めます。

市内における保健、医療体制の充実を促進します。

市立総合病院の医師、看護師など医療従事者の確保施策の推進、経営の安定を図ります。

(2) 地域保健の充実

保健活動の充実を図り、市民の健康維持と増進を図ります。

母子保健に関する知識の普及と周知の充実を図ります。

乳幼児のための各種健康診査と相談体制の充実を図ります。

生活習慣病など早期発見のための各種健康診査、健康に関する知識の普及と健康相談・教育の充実を図ります。

高齢者の生活機能、運動機能低下防止のため、介護予防、介護相談を関係機関と連携し充実を図ります。

2．高齢者福祉の充実

高齢化社会に対応するため、多様化する福祉ニーズに対して、保健、福祉、教育、雇用、住宅、生きがいなど広範にわたって総合的な社会環境の整備に努めます。

自立と生きがい活動の充実

ア．シルバー人材センターを活用し、就労機会の拡大を図り自立と生きがい対策を促進します。

イ．高齢者が自己を高められるよう学習機会の提供に努めます。

ウ．老人クラブへの加入促進に努めます。

健康づくり活動の充実

- ア．高齢者の健康づくり運動に努めます。
- イ．老人保健施設を活用し、高齢者の機能回復訓練に努めます。
- ウ．日常生活を支援するため、バス料金の利用負担軽減事業の継続に努めます。

在宅福祉活動の充実

- ア．高齢者などの安全を確保するための環境整備を図ります。
- イ．高齢者の介護予防、生活支援を図ります。
- ウ．介護サービスの基盤を整え充実したサービスの提供を図ります。

住民活動の進め方

- ア．在宅福祉の充実を図るため、地域ボランティアの育成に努めます。
- イ．児童・生徒、青年、女性などと交流を図り、高齢者のふれあい活動を促進し、社会参加に取り組みます。

施設福祉サービスの充実

- ア．介護老人保健施設、ケアハウスなどの施設を活用し、高齢者の自立対策に努めます。
- イ．養護老人ホームの整備改善などに努めます。

地域福祉の確立

- ア．高齢化社会に対応するため、高齢者が安心して生活できる社会環境の整備を図ります。
- また、介護保険法との整合性を図り、地域福祉に努めます。

3．児童福祉の充実

少子化傾向のなか、次代を担う児童の健全な育成と保護について、「夕張市次世代育成支援行動計画」に基づき、市民ぐるみで育成指導体制の強化に取り組みます。

(1) 児童の健全育成

子育て支援

- ア．「子育て支援センター」を核として、関係団体と協力し、地域ぐるみで子育て不安の解消と支援に努めます。

保育所

- ア．幼児の健全育成を図るため、児童福祉施設の適正配置と環境整備に努めます。

児童の育成指導

- ア．関係機関などと連携し、児童の育成指導に努めます。

児童相談機能の充実

ア．児童に対する諸問題に対応するため、関係機関と連携し、共通の認識と理解に立った相談体制の充実を図ります。

要保育児対策の充実

ア．子育て家庭の実態と地域の保育ニーズに基づき、保育所の適正配置に努め、保育内容の充実に努めます。

また、保育協会の健全運営と活動内容の充実を図るため、支援体制の強化に努めます。

放課後児童対策事業の充実

ア．既存2カ所の充実を図るとともに、未設置地域への設置促進に努めます。

4．心身・精神障がい者(児)福祉の充実

障がい者(児)の福祉制度の強化と環境整備の充実に努めます。

また、障がい者の雇用促進と社会参加の拡大、さらに、社会復帰の促進に努めます。

(1) 早期療育と訓練の促進

障がいのある人への適切な相談活動と指導体制の充実を図り、早期療育に努めます。

母子通園センター機能の充実を図るため、専門職員による療養指導の充実を図ります。

(2) 在宅福祉の充実

障がいのある人の実態に即した制度の充実、バリアフリー施設の充実に努めるとともに、地域住民の協力とボランティアの育成に努めます。

障がいのある人に即したサービスが提供できるよう、事業者の新規参入などを促進するとともに、ホームヘルプサービスの充実に努めます。

障がいのある人の通所介護事業として、市内施設の新規実施、介護保険制度の通所事業や相互利用によるデイサービスを促進します。

介護する家族の病気の療養、休養などを確保するために、短期入所事業、市内施設の新規実施、介護保険施設などの活用を促進します。

(3) 社会復帰の促進

障がいのある人が社会復帰できるよう制度の充実に努めます。

障がいのある人の自立助長を図るため、社会復帰施設の充実に進め、既存民間障がい者施設の整備、充実に努めるとともに、就労機会の拡大を図ります。

5．母子及び寡婦福祉の充実

母子及び寡婦家庭の支援体制と育成指導の充実強化を図ります。

(1) 母子及び寡婦家庭の支援促進

母子及び寡婦家庭の就労機会の拡大を図ります。

自立のための貸付制度、ひとり親家庭等医療給付事業などをはじめ、児童手当、児童扶養手当などの制度の活用を図ります。

母子及び寡婦家庭の生活実態を把握し、指導・相談体制の充実を図ります。

母親が安心して働けるよう、保育体制の充実を図ります。

6．低所得者福祉の充実

低所得者の就労機会の拡大と制度の充実強化を図り、自立の助長に努めます。

(1) 生活保護制度の充実

健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、保護の適正実施に努めます。

生活保護世帯の自立助長を図るため、就労相談・指導に努めます。

(2) 要援護者に対する援護対策

就労機会の拡大に努めるとともに、民生委員児童委員、福祉関係機関などと連携し、適切な就労相談と生活福祉資金貸付制度などを活用し自立の援護に努めます。

7．地域福祉の充実

福祉施設の充実と市民の福祉意識の高揚を図り、地域における福祉活動体制と環境整備に努めます。

(1) 福祉関係機関との連携強化

多様化する地域福祉ニーズに対応するため、行政と福祉関係機関などの役割分担を明確にした体制整備に努めます。

(2) ボランティアの充実強化

地域ボランティア活動の充実強化と意識の高揚に努めます。

8．青少年の健全育成

青少年育成活動の促進と活動の場の整備充実に努めるとともに、地域ぐるみの非行防止活動を進め、学校・家庭・地域が一体となった取り組みをします。

青少年の非行防止、補導体制の確立のため、学校、家庭、地域社会、関係機関と連携を密にし、より充実した体制づくりに取り組みます。

公園、スポーツ・レクリエーション施設、児童施設などの整備を図るとともに、有害図書及び有害薬物などの排除など環境の浄化に努めます。

啓発活動と指導者の養成に努めます。

9．消防・防災・治安・防犯対策の充実

(1) 消防・救急体制の整備

災害から市民の生命と財産を守るため、消防体制・地域防災体制の充実を図るとともに、救急業務・防災安全対策の充実に努めます。

消防防災体制の充実

複雑多様化する各種災害に対応するため、消防防災に関する組織、施設、装備などの充実を図ります。

ア．地震災害・交通事故などに対応する特殊車両（救助工作車等）の整備を進めるほか、消防ポンプ自動車の増強及び老朽車両の計画的な更新を図ります。

イ．高度情報化にかなった、災害現場との間で必要な情報の伝達や指令などを行う消防緊急通信指令施設など、消防緊急情報システムの高度化を図ります。

ウ．消防団などの拠点施設として消防庁舎の整備を進め、総合的な消防体制の整備を図ります。

エ．新しい「まちづくり」に合わせた消防水利の適正配置と充実強化を図ります。

オ．消防装備の軽量化・動力化を図るとともに、消防防災活動をより機動的かつ迅速に行えるよう努めます。

救急業務の充実

救急事故の増加と高齢化・疾病の多様化など救命処置を必要とする傷病者の増加に対応するため、救急業務の充実を図ります。

ア．救急業務における救命率向上のため、最新救急資機材の整備並びに救急隊員の資質向上のため、高度教育訓練を実施するとともに、情報伝達など通信施設の整備を図ります。

イ．市民に対する応急手当の知識と技術普及のための実施指導に努めます。

防災安全対策の充実

高齢者や病弱者など災害弱者の安全対策をはじめとして、不特定多数が利用する施設の安全確保に努めます。

ア．今後、進行する高齢化社会に対応するため、実態の把握と機動的な救助体制の整備に努めます。

イ．防火指導の強化及び防火意識を高め、防火安全対策を進めるとともに防火管理体制の充実に努めます。

ウ．危険物品の増加及び施設の変化に対応した自主保安体制の確立と危険物施設における安全対策の強化を図ります。

地域防災体制の充実

市民参加の地域防災対策を確立するため、消防団の活性化をはじめとして、市民及び民間事業所などの地域防災活動を活発化します。

ア．消防団に対する理解と認識を得るため、地域交流、広報活動を実施し青年や婦人の消防団への加入促進を図ります。

イ．市民の自主的な防災活動を進めるため、町内会などと協力し民間防災団体の組織の育成強化を図ります。

(2) 災害の防止

治山、治水など国土保全事業を促進し、自然災害の防止に努めます。

また、防災計画に基づき関係機関との協力体制を確立し、防災対策の万全を図ります。

治山

山地の保全強化のため、保安林の整備、なだれ、地滑り、崖くずれ、急傾斜地など危険区域の防止対策を含め、治山事業を促進します。

治水

河川環境を保全するため、河川改修、護岸設備、砂防ダムの建設などを促進するとともに、準用河川並びに1級河川の昇格を促進します。

除排雪

交通の安全確保と融雪災害を防止するため、機動力の整備充実、排雪場の確保と整備に努めます。

防災計画

ア．防災計画を整備充実し、関係機関との連携を強化するとともに、その適正な運用に努めます。

イ．防災に関する啓発・実践活動を進め、町内会などの地域活動を通して、自主防災のための意識高揚と組織の育成に努めます。

(3) 治安・防犯対策の充実

社会環境の整備と民間防犯活動の強化を促進するとともに、犯罪の未然防止と治安の確保に努めます。

防犯活動の活発化を促進するため、警察署及び防犯団体連合会など関係機関と連携を密にし、防犯モデル地区の育成強化や地域活動などの助長に努めます。

市民生活を侵害する一切の暴力行為の排除に向け、市民一体となって暴力追放運動を促進します。

「振り込め詐欺」、「ネット犯罪」など、悪質巧妙な犯罪から市民を守るため、研修会及び市民周知などの未然防止対策を推進します。

10. 交通安全対策の充実

警察署、交通安全協会など、関係機関・団体と連携を密にし、交通安全環境並びに施設整備を図るとともに、交通災害の未然防止と交通安全教育の徹底に努め、市民総ぐるみで交通安全運動を展開します。

(1) 交通安全環境並びに施設の整備

歩行者の安全を図るため、歩道、道路横断施設、歩行者夜光灯器などの整備を促進します。

また、障がいのある人の通行の安全に十分配慮した施設の整備を促進します。

幼児、児童の安全な通行を確保するため、通園、通学路の整備を促進します。

踏み切り事故を防止するため、安全対策の充実に努めます。

安全な冬期交通を確保するため、車道、歩道の除排雪並びにロードヒーティングなど路面消雪施設の設置を促進します。

通行の安全を確保するため、交通安全施設並びに駐車場などの整備を図るとともに、合理的な交通規制を促進します。

(2) 交通安全教育の充実

幼児や児童、生徒に家庭、保育所、幼稚園、学校などを通して、交通安全教室の充実に努めます。

各種団体における自主的な実践教育を進め、交通安全思想の普及に努めます。

(3) 交通安全運動の展開

交通安全運動、シートベルト着用、道民交通安全の日などの特別運動、初夏の行楽期、秋の輸送繁忙期などの地域・職場運動を関係機関・団体と展開し、交通事故防止の徹底に努めます。

11 . 消費者対策の充実

生活物資などの物価の動向及び需要などに関する的確な情報の収集に努め、不当な価格を有する生活物資などの解消を図るとともに「振り込め詐欺」など多様化する犯罪の相談窓口を充実し、市民生活の安定向上に努めます。

消費者動向、価格形成の仕組みなど、道内外の情報を把握し、広く市民に情報を提供します。

訪問販売、通信販売など消費者とのトラブルに対する相談業務の充実強化に努めます。